

同 答 賞與額業出法ヲ左ノ通定ム。

欠勤九日迄 其ノ五割ヲ減額スルモノトス。

一 退職 手當支給ノ件

一ヶ年 以上	二ヶ年 未満	三ヶ年 未満	四ヶ年 未満	五ヶ年 未満	六ヶ年 未満	七ヶ年 未満	八ヶ年 未満	九ヶ年 以上	十ヶ年 以上	十一ヶ年 以上	十二ヶ年 以上	十三ヶ年 以上	十四ヶ年 以上	十五ヶ年 以上	十六ヶ年 以上
二十日	四十日	六十日	八十日	九十日	百日	百二十日	百四十日	百六十日	百八十日	二百日	二百二十日	二百四十日	二百六十日	二百八十日	三百日
以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上

以上一ヶ年ヲ増入毎ニ此ノ率ニ準ズル事

同 答 職手當全ラ支給シ爾後一ヶ年ヲ増入毎ニ一ヶ年ニ對シ日給ニ十割合ニヨリ退

合ニヨリ支給スルモノトス。

即ケ左ノ如シ。

滿三ヶ年 勤務ニタル者ノ退職手當金	日給六十日分
滿四ヶ年 全	日給八十六日分
滿五ヶ年 全	日給百十五日分
爾後之レニ準ズ。	
但三ヶ年未滿ノ者ニ對シテハ他会社ト同様良好ナル成績ヲ擧ケ得ル者ニ達シタル場 合ニ考慮スベシ。	

一 休暇券ニ関スル件

休暇券ハ二ヶ月ニ放ラ支給シ有効期間一ヶ年トナス事

同 答、從來、大ヶ月精勤者(運賃、場合モ含ム)ニ對スル休暇及賞金ヲ廢止シ申出ノ通  
精勤期間ヲ三ヶ月ニ短縮シ休暇券ニ放ラ支給スルモノトス。

一 技能賞増額ニ関スル件

一ヶ月券額ヲ支給スル事

一 病氣缺勤ニ関スル件

病氣缺勤十日以上ニ亘リ六十日迄ニ對シテハ日給ノ二分ノ一ヲ支給スル事

同 答、一年一回ニ限リ重患ニヨリ缺勤十五日以上ニ亘リタル者ニ對シテハ願出ニヨリ其  
後、三十日ヲ限リ日給額ノ二分ノ一ヲ支給スルコトアルベシ、此場合ニ於テハ会社ハ指  
定医師ヲシテ診察セシムルカ、又ハ調査ノ上認定シテ之ヲ決ス。

前項ノ支給ハ奉行不良ニヨル病氣ニハ之ヲ適用セズ。